

覆 土 用 材 の 搬 入 手 引

2 0 2 5（令和 7）年 7 月

公益財団法人愛知臨海環境整備センター
(A S E C)

目 次

1	埋立処分場の概要	1
2	営業日等	1
3	契約できる方	2
4	受入基準	2
5	受入契約の手順	2
6	搬入方法	3
7	契約内容の変更	5
8	契約の解除	5
9	その他の留意事項	5

この「搬入手引」は最終処分場の覆土として利用可能な建設発生土（汚泥を除く。）及びその改良土（以下「覆土用材」という。）の排出事業者の皆さまが、覆土用材を公益財団法人愛知臨海環境整備センター（以下「アセック」という。）に搬入する際に必要な手続き等を取りまとめたものです。

1 埋立処分場の概要

名 称：衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場

所在地：知多郡武豊町字三号地 1 番地

施設の概要			
管理型区画			
面積	34.4ha	廃棄物埋立容量	423 万 m ³
安定型区画			
面積	8.4ha	廃棄物埋立容量	73 万 m ³
受入廃棄物等			
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、燃え殻、無機性汚泥、鉍さい、ダスト類（ばいじん）、第 13 号廃棄物、一般廃棄物（焼却残さ、無機性汚泥）、建設発生土			

2 営業日等

(1) 営業日

月曜日～金曜日

土曜日、日曜日、国民の祝日（振替休日を含む。）、国民の休日
12月30日～1月4日は休業日。

営業カレンダーについては、アセックのホームページをご覧ください。

(2) 受入時間

9：00～12：00、13：00～16：30

(3) 臨時の受入停止

ア 武豊町に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、高潮警報又はこれらに関する特別警報等が出された場合

イ 武豊町に震度 5 弱以上の地震が発生した場合。

ウ 武豊町臨海部に津波警報又は大津波警報が出された場合

エ ア、イ又はウによる受入停止は、場内の安全確認が終了するまで継続します。

オ 強風、大雨、地震等により業務に支障を生じる可能性がある場合は、受入時間の変更、一時閉鎖等を行う場合があります。

カ その他、アセックが操業できないと判断した場合は、一時的に閉鎖等を行う場合があります。

3 契約できる方

愛知県内の工事現場等（以下「排出現場」という。）から、アセックの受入基準に適合した覆土用材（注）を搬出する者

注：建設汚泥等の廃棄物及びその改良土は除く。

4 受入基準等

覆土用材の受入基準等は、「覆土用材の受入基準等」（p 6）に示すとおりです。

5 受入契約の手順

（1）覆土用材搬入（変更）申込書の提出

覆土用材の搬入を希望される排出事業者の方は、排出現場ごとに関係書類を提出してください。

ア 提出書類

（ア）覆土用材搬入（変更）申込書「様式第1号」（p 9）（注1）

（イ）添付書類

- ① 搬入車両一覧表「様式第3号」（p 13）
- ② 覆土用材の搬入に使用する車両の自動車検査証記録事項の写し（注2）
- ③ 履歴事項全部証明書（商業登記）等（注3）（国、地方公共団体及びこれに準ずる者は除きます。）
- ④ 覆土用材の性状及び搬入計画（覆土用材の写真添付）
「様式第4号」（p 15）
- ⑤ 分析証明書の写し（注4）
- ⑥ 付近の見取図、排出現場内見取図（覆土用材排出場所・保管場所を明示）

注1：押印の必要はありません。

注2：搬入に使用される車両は自動車NOx・PM法適合車としてください。（本処分場はNOx・PM法対策地域です。）

注3：履歴事項全部証明書（商業登記）等又はそれに代わるものの写し（公的機関が発行した証明書・建設業許可証等）

注4：分析証明書として、環境計量証明事業所又は公共機関が3か月以内に発行したもの（以下「計量証明書等」という。）の写しを提出してください。ただし、ダイオキシン類については、1年以内に発行された計量証明書等の写しでもご利用いただけます。

イ 申込み時期

搬入開始希望日の概ね1週間前まで

ウ 申込み手続の場所

公益財団法人 愛知臨海環境整備センター 管理部管理課契約担当
知多郡武豊町字三号地1番地 電話 0569-89-7390

（２）現地調査の実施

日程調整のうえ、アセック職員が排出現場等に出向き、覆土用材の性状等の確認をさせていただきます。

また、現地調査の際に検体採取及び溶出試験等を実施することがあります。なお、契約後、抜取検査により溶出試験等を実施することがありますので、その際はご協力いただきますようお願いいたします。

（３）受入契約の締結

覆土用材搬入（変更）申込書の内容及び現地調査の結果がアセックの受入基準に適合していた場合は、契約締結の手続をさせていただきます。

- ア 契約書は２部アセックで作成し、双方が各１部を保管することとします。
- イ 契約期間は１年以内とさせていただきます。ただし、契約期間満了の１か月前までに双方から異議の申出がなかった場合は、さらに１か年延長するものとし、以後これに準じる形にさせていただきます。
- ウ 契約締結時に廃棄物等搬入車票（以下、「搬入車票」という。） 「様式第７号」（p20）をお渡しします。

6 搬入方法

（１）搬入の手順

- ア 搬入の際には以下のものが必要になります。

（ア）覆土用材搬入伝票 「様式第６号」（p19）（正副２通）

（イ）搬入車票

（ウ）ヘルメット及びライフジャケット

※上記のうちいずれかをお持ちでない場合は、搬入できない場合があります。

- イ ライフジャケットは場内（計量棟入場～退場の間。以下同じ。）では必ず着用してください。また、ヘルメットは場内で車外に出る際には必ず着用してください。
- ウ 搬入時に車両の荷台にシート等を設置している場合は、計量棟に進入する前に、計量棟手前にある待機場であらかじめ、シート等を取り外してください（計量棟で積荷を確認させていただくため。）。
- エ 搬入車両は、計量棟手前で一時停止してあおりの開閉状況と計量棟の青信号を確認のうえ徐行して１台ずつ進入してください。
- オ 計量棟に進入しましたら、搬入車票と覆土用材搬入伝票（注１）を係員に提出し、計量を受けてください。
- カ 計量終了後、搬入車票、覆土用材搬入伝票及びカラーファイル（注２）を受け取り、係員の指示する場所（管理型区画、安定型区画、抜取検査場等）に移動してください。
- キ 場内移動の際は、カラーファイルを車両の正面から確認できるように運転席前面に掲示のうえ、係員や標識に従って左側通行で運転してください。

また、場内を安全にご利用いただくために、係員がいる箇所や覆土用材の投入時には係員の指示が聞こえるように、車両の窓を開けてください。

ク 場内の制限速度は20km/h（未舗装部は10km/h）となっておりますが、安全のため、場所によって走行速度をさらに制限させていただいています。場内にある標識に従って運転してください。

ケ 投入終了後、計量棟で搬入車票、覆土用材搬入伝票及びカラーファイルに係員に提出し、計量を受けてください。

コ 計量終了後、係員から搬入量が記載された受入証及び終了印を押した覆土用材搬入伝票を受け取り、退場してください。

注1：覆土用材搬入伝票については、当財団指定の様式に記入したものを2部ご用意ください。

注2：覆土用材の投入場所をカラーファイルの色で区分しています。

(2) 搬入時の注意事項

ア 搬入車両は、原則としてダンピング等により滞りなく投入できる車両としてください。また、性状についても、同様に滞りなく投入できるような状態にしてください。アセック職員は荷下ろしを行いません。

イ 搬入車票は、一般道路を通行する際も車両の正面から確認できるように掲示してください。

ウ 搬入にあたっては、覆土用材の飛散又は落下を防止するため、防じんシートの使用やバンパーの清掃等の十分な措置を行ってください。

エ 周辺道路上での待機、駐車やごみのポイ捨ては行わないでください。

オ 洗車設備でタイヤを洗浄する際は、徐行で走行し、付着した廃棄物や土砂が残らないようにしてください。

カ 計量棟への進入時及び退出時は徐行し、急ハンドル、急停車及び急発進は行わないでください。

キ 場内は禁煙です。なお、車内での喫煙は可としますが、火気には十分注意してください。

ク 搬入車両は、16時45分までに退場してください。

ケ その他、係員の指示に従ってください。

(3) 受入の停止・拒否

ア 次に該当する場合は、受入をいたしません。

(ア) 廃棄物等の混入が見受けられる等、受入基準に適合していない覆土用材を搬入しようとするとき。

(イ) アセックの係員の指示に従わないとき。

(ウ) 搬入車両の車両番号が搬入車票に記載した車両番号と異なるとき。

(エ) 搬入時に必要書類を携帯しないとき又は記載内容に不備があるとき。

(オ) 目視検査、展開検査、抜取検査及びその他アセックの必要とする検査に応じないとき。

(カ) その他、アセックの埋立処分事業の運営に支障があると認められるとき。

イ 次に該当する場合は、受入を停止することがあります。

(ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、環境関係法令等、受入契約及び搬入手引を遵守しないとき。

(イ) 受入基準に適合しない覆土用材を搬入するおそれがあるとき。

(ウ) 申込書等に虚偽又は不正を発見したとき。

(エ) アの状況が繰り返されるとき。

7 契約内容の変更

(1) 排出現場の追加

排出現場の追加は新規契約となりますので、新規に申込みを行ってください。

(2) 覆土用材の性状の変更

建設発生土のみの搬入から改良土を加えたり、改良土の改良方法を変更した場合は変更契約となります。新規契約と同様の手続を行ってください。

(3) その他軽微な変更

排出事業者の所在地、名称、代表者の変更が生じた場合、速やかに契約内容変更届出書「様式第2号」(p 11)(注1)を提出してください。

また、運搬方法(運搬委託業者)及び車両の変更は、搬入日の3日前までに提出してください。その際、廃車等により不要となった搬入車票は返却してください。

注1：押印の必要はありません。また、変更時に必要な書類はp 22 をご参照ください。

8 契約の解除

契約の解除を希望される場合は、契約解除通知「様式第5号」(p 1317)を提出してください。その際、不要となった搬入車票は返却してください。

9 その他の留意事項

(1) アセックとの連絡担当者をおいてください。

(2) アセック又は第三者に与えた損害については、賠償していただきます。

(3) 搬入車票を第三者に貸与したり、譲渡したりすることはできません。

また、紛失した場合は直ちに連絡してください。

(4) ダンプング後は、洗車設備でタイヤを洗浄し、計量棟に移動してください。